

▶ 選挙の告示日と選挙期日

告示日	選挙期日（投票日時）
7月31日(日)	8月7日(日) 7時～20時

※第9投票区『白樺の家』と第12投票区『札内高原館』の投票時間は、7時から18時までです。

※選挙期日（投票日）に、投票の呼び掛けと投票開始のお知らせをする臨時サイレンを、7時から30秒間、市内62カ所で鳴らします。

▶ 投票できる方

選挙期日（投票日）当日に、**満18歳以上の方**（平成10年8月8日までに生まれた方）で、平成28年4月30日以前に登別市に住民登録をし、引き続き3カ月以上登別市にお住まいの方

※7月22日までに市内転居の届出を済ませた方は、新しい住所地の投票所で投票してください。

※市外転出された方は、投票することができません。

▶ 期日前投票

仕事などで選挙期日（投票日）に投票所に行けない方は、次の場所です選挙期日の前日まで投票することができます。

期日前投票に行く方も、投票所入場券を持参してください。

場所	日時
市役所第2庁舎1階 第2庁舎会議室 (中央期日前投票所)	8月1日(月)～6日(土) 8時30分～20時
鷺別公民館1階 1・2号会議室 (鷺別期日前投票所)	8月4日(木)～6日(土) 8時30分～19時

※投票所入場券が届かなかつた方、紛失などにより持参できない方は、本人確認により投票することができます。

※入場券の裏面は宣誓書となっていますので、期日前投票に行く場合は、事前に記載をお願いします。

▶ 不在者投票

一時的に他市町村に滞在していて選挙期日に投票所へ来られない方、指定された病院や老人ホームなどに入院・入所している方、選挙期日に18歳に達する方が選挙期日前に投票する場合は、不在者投票になります。

▶ 郵送による不在者投票制度

身体に重度の障がいのある方または介護保険被保険者証の要介護状態区分が『要介護5』の方で、あらかじめ選挙管理委員会に登録した方は、選挙ごとに投票用紙を請求することにより、自宅などから郵送で投票をすることができます。詳しくは問い合わせください。

未来のための
その一票

8月7日(日)は、
登別市長選挙と
登別市議会議員補欠選挙の投票日



投票時間

7時～20時

問い合わせ

選挙管理委員会事務局
(☎85 9 1 4 3)

胆振から日本を元気に!

各種無料相談・出張相談を承ります。

- 震災・原発関連 ●相続・遺言 ●交通事故
- 離婚・養育費・慰謝料 ●消費者被害(悪徳商法)
- 消費者金融・信販会社・銀行等からの借入金の整理 など

北海道みらい法律事務所 弁護士 増川 拓
(札幌弁護士会)

相談は要予約 ☎0143-83-4131

室蘭市東町2-27-4 セミナービル3階(東室蘭駅東口より徒歩1分・東室蘭郵便局となり) **P有**

<http://www.hokkaido-mirai.com/>

不動産査定・相談

無料です

情熱 情熱をもって 環境 地球全体を視野に入れて 誠実 誠実に

TEL 0143-85-5573

TEL 0143-82-5139

有限会社 山地不動産企画 常口アトムFC登別室蘭店
YAMAJI 不動産売買仲介営業部
登別市中央町5丁目11-1 JOG 登別市若草町3丁目31-1

北海道知事免許 胆振(7)第690号 北海道宅地建物取引業協会会員 北海道不動産公正取引協議会加盟